

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(注) 以下の記載中の条文番号は、特に記載のない限り、銀行向け改正告示の該当条項を指します。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>四半期開示事項に関する改正告示案第6条及び第9条は、銀行に対して、自己資本の構成に関する開示事項や貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明、自己資本調達手段に関する契約内容の概要および自己資本調達手段に関する契約内容の詳細等を四半期ごとに開示することを義務付けるものではなく、これらの四半期ごとの開示は銀行法施行規則第19条の5に基づく努力義務にとどまるとの理解でよいでしょうか。その開示を行わなかったとしても、不利益処分を課されることはないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおり、努力義務規定であるため、開示がなされないことのみをもって不利益処分が課されるものではありません。もっとも、これらの項目についての開示を不要と考えるものではなく、各金融機関は、これらの項目がバーゼル銀行監督委員会「資本構成の開示要件」と整合的に銀行間で共通の開示事項として定められている趣旨に鑑みて、情報の正確性、有用性を考慮しつつ適切に開示を行うことが期待されます。</p>
2	<p>別紙様式第三号の作成については、四半期開示事項に関する改正告示案第6条及び第9条においてのみ定められていますが、事業年度と中間事業年度の条文において、別紙様式第三号の作成について定める必要はないのでしょうか。</p>	<p>別紙様式第三号において開示される「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」は改正告示第6条又は第9条に定める四半期開示事項として、事業年度及び中間事業年度を含む四半期毎に開示されることとなるため、再度説明書類の中に開示する必要性は低いと考え、ご指摘の条文においては開示事項としては規定しておりません。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>改正告示案第6条第2項又は第9条第2項により作成が求められる別紙様式第三号には注記事項が付されていますが、現状の注記事項だけでは以下の点についての記載の要領が必ずしも明確ではないと考えられますので、明確化をお願いします。</p> <p>① 完全子会社の発行している資本調達手段についての開示の必要性の有無に関して、当該完全会社がある他 Tier 1 資本調達手段や Tier 2 資本調達手段による外部資本調達を行っていない場合、当該完全子会社の資本調達手段についての開示は不要でしょうか。</p> <p>② 項目8において、会計上で株主資本から控除されている自己株式の額は、当該項目の額として記載される額に含める必要があるでしょうか。</p> <p>③ 普通株式に関して、項目9の額面総額や項目18の配当率または利率を開示する必要があるでしょうか。</p>	<p>各質問につき、以下のとおり回答します。</p> <p>① ご質問の場合は、開示の対象となる資本調達手段が無いため開示は不要です。</p> <p>② 自己株式の取得原価は連結貸借対照表又は単体貸借対照表において株主資本から控除され、自己資本に係る基礎項目の額に算入されないこととなるため、項目8の額には含まれません。</p> <p>③ 普通株式や普通株式を対象とする新株予約権については、額面や配当率等、その性質に鑑みて該当が無い項目に関する記載は不要です。</p>